

加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用に関する要領を次のように定める。

令和3年12月1日

加賀市長 宮 元 陸

### 加賀市 「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター(以下「キャラクター」という。)の名称及びデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは、名称「斎藤実盛 源平武勇伝」デザイン(別記)に従って作成された展開デザインをいう。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用する場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用の申請等)

第4条 前条に規定する市長の承諾を得ようとする者は、加賀市キャラクター使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクターの具体的な使用方法がわかる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条ただし書の規定によりキャラクターの使用に関して市長の承諾を必要としない場合は、キャラクターを使用しようとする者は、使用後速やかにキャラクターの使用方法を市長に届け出なければならない。

(使用の承諾)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、使用の可否について速やかに審査し、申請者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承諾しない。

(1) 加賀市の信用又は品位を害すると認める場合

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

3 市長は、前項の規定により、キャラクターの使用を承諾したときは、加賀市キャラクター使用承諾通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を承諾する場合において必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の規定により、キャラクターの使用を承諾しないときは、加賀市キャラクター使用不承諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用状況の報告)

第6条 前条第1項の規定によりキャラクターの使用の承諾を得た者(以下「使用者」という。)は、当該使用に関わる物品等の成果物を市長に対して速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

2 使用者は、市長が使用状況等について報告を求めた場合は、遅滞なく報告しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 第5条第1項の規定により市長の承諾を得たことによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(承諾の期間)

第9条 キャラクターの使用を承諾する期間(以下「使用承諾期間」という。)は、承諾の日から起算して1年とする。ただし、使用承諾期間の満了の日までに承諾者の別段の意思表示がないときは、使用の承諾を同日の翌日から起算して1年間延長し、以降同様とする。

(承諾内容の変更等)

第10条 使用者は、承諾を得た内容を変更しようとするときは、加賀市キャラクター使用変更申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請者に通知するものとする。

3 変更の内容が第5条第1項各号のいずれかに該当する場合は、内容の変更を承諾しない。

4 市長は、前項の規定により内容の変更を承諾したときは、加賀市キャラクター使用変更承諾通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により内容の変更を承諾しないときは、加賀市キャラクター使用変更不承諾通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

6 使用者は、キャラクターの使用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(承諾の取消し)

第11条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承諾を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により使用の承諾を得たとき。

(2) 第5条第3項の規定により使用の承諾に際して市長が付した条件又は第7条各号に掲げる遵守事項に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。

(3) この要領に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承諾を取り消したときは、加賀市キャラクター使用承諾取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 第1項の規定によりキャラクターの使用の承諾を取り消された者は、当該承諾に係るキャラク

ターを表示した物品等を使用してはならない。

(賠償責任)

第12条 前条第1項の規定によりキャラクターの使用の承諾を取り消した場合において使用者に損害が生じた場合であっても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合であっても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

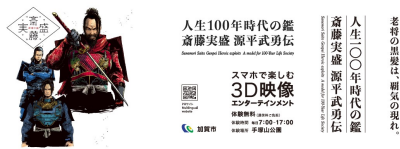
(その他)

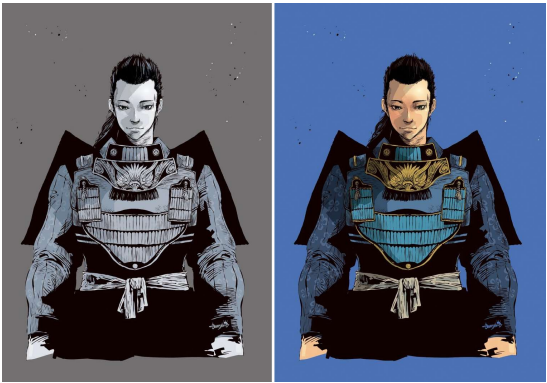
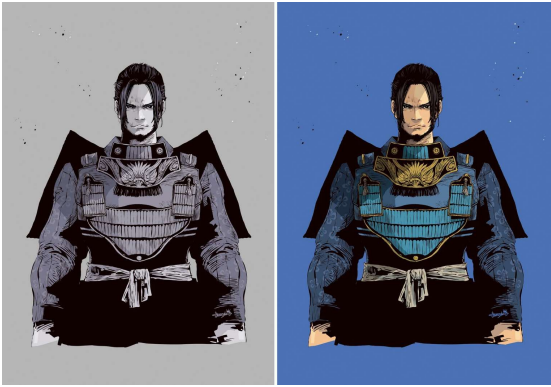
第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

別記 提供デザイン (aiデータで提供)







様式第1号

年 月 日

(宛先)加賀市長

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所(所在地) \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 ( ) \_\_\_\_\_

加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用申請書

次により、加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターを使用したいので、申請します。

また加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用に関する要領の内容に同意いたします。

記

使用物品	
使用目的	
使用数量	
使用内容	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	

※1 具体的な使用方法がわかる書類を添付してください。

※2 使用物品等の完成後、速やかに写真又はコピーを提出してください。

(以下は記入しないでください。)

提出書類	提出日
<input type="checkbox"/> 具体的な使用方法がわかる書類	年 月 日
<input type="checkbox"/> 成果物 (原本、コピー又は写真)	年 月 日

年 月 日

様

加賀市長



加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用承諾通知書

年 月 日付で申請のあった加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用について承諾したので、通知します。

記

承諾番号	第 号
使用物品	
使用目的	
使用数量	
使用内容	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	

留意事項

- (1) 加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用に関する要領に基づいて使用してください。
- (2) キャラクターの使用に関して承諾を得た内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、改めて承諾を得てください。
- (3) キャラクターの使用を中止しようとするときは、市長に届け出てください。
- (4) 偽りその他不正な行為により使用の承諾を得たとき又は使用の承諾に際して市長が付した条件及び遵守事項に違反したとき等は、使用の承諾を取り消すことがあります。
- (5) 承諾に関わる物品等が完成したときは、速やかに成果物を1部提出してください。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとします。
- (6) 使用の承諾を取り消された場合は、当該承諾に係るキャラクターを表示した物品等を使用することができません。
- (7) 使用の承諾を取り消されたことによって、あなた(貴社)に損害が生じた場合であっても、市長はその賠償の責めを負いません。
- (8) あなた(貴社)がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合であっても、市長はその賠償の責めを負いません。



様式第3号

年 月 日

様

加賀市長



加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用不承諾通知書

年 月 日付で申請のあった加賀市キャラクターの使用については、次の理由により承諾しないこととしたので、通知します。

理由

様式第4号

年 月 日

(宛先)加賀市長

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ④

住所(所在地)  
\_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 ( ) \_\_\_\_\_

加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用変更申請書

承諾番号第 \_\_\_\_\_ 号で承諾を受けた、加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用  
について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

変 更 前	
変 更 後	

※ 具体的な使用方法がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

加賀市長



加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用変更承諾通知書

年 月 日付で変更申請のあった加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用について承諾したので、通知します。

記

承諾番号	第 号
使用物品	
使用目的	
使用数量	
使用内容	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	

留意事項

- (1) 加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用に関する要領に基づいて使用してください。
- (2) キャラクターの使用に関して承諾を得た内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、改めて承諾を得てください。
- (3) キャラクターの使用を中止しようとするときは、市長に届け出てください。
- (4) 偽りその他不正な行為により使用の承諾を得たとき又は使用の承諾に際して市長が付した条件及び遵守事項に違反したとき等は、使用の承諾を取り消すことがあります。
- (5) 承諾に関わる物品等が完成したときは、速やかに成果物を1部提出してください。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとします。
- (6) 使用の承諾を取り消された場合は、当該承諾に係るキャラクターを表示した物品等を使用することができません。
- (7) 使用の承諾を取り消されたことによって、あなた(貴社)に損害が生じた場合であっても、市長はその賠償の責めを負いません。
- (8) あなた(貴社)がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合であっても、市長はその賠償の責めを負いません。

様式第6号

年 月 日

様

加賀市長



加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用変更不承諾通知書

年 月 日付で変更申請のあった加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用については、次の理由により承諾しないこととしたので、通知します。

理由

様式第7号

年 月 日

様

加賀市長



加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクター使用承諾取消通知書

年 月 日付(承諾番号第 号)で承諾した加賀市「斎藤実盛 源平武勇伝」キャラクターの使用については、次の理由によりその承諾を取り消します。

理由

留意事項

- (1) 使用の承諾を取り消された場合は、当該承諾に係るキャラクターを表示した物品等を使用することができません。
- (2) 使用の承諾を取り消されたことによって、あなた(貴社)に損害が生じた場合であっても、市長はその賠償の責めを負いません。